

【母子家庭等自立支援室関係】

1. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について (関連資料1参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は200万円、平均年間収入(母自身の収入)は243万円となっており、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

予算(案)においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援・居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を盛り込んでいる。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いする。

○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業について (令和2年度第三次補正予算)

SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化を図る。

① ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業について

ひとり親家庭の個々の状態に応じて適切な支援を提供できるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図る。

② ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

ひとり親家庭の生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、新たに住居費に係る貸付制度を創設する。

③ 母子家庭等就業・自立支援事業について

ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施するため、母子家庭等就業・自立支援センターに心理担当者を配置する。

④ 母子家庭等自立支援給付金事業について

高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。

併せて、自立支援教育訓練給付金についても同様に4年間の支給を可能とする。

⑤ 養育費等支援事業について

SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による法律相談など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図る。

⑥ 離婚前後親支援モデル事業について

公正証書等による債務名義の作成費補助や保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助など、地方自治体が先駆的に実施する養育費の履行確保に資する取組に対する支援の充実を図る。

⑦ 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業について

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用の一部を補助する。

このほか、児童扶養手当について、本年3月分から、障害基礎年金等の受給者について併給調整の方法を見直すことにより、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できるようにすることとしているので、見直し後の支給に当たっては、受給者への周知について、特段のご配慮をお願いする。

(2) 児童扶養手当について（関連資料2、3参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

① 令和3年度の手当額について

令和3年度予算案においては、令和2年平均の全国消費者物価指数が対前年比±0.0%となったことから、児童扶養手当法第5条の2の規定に基づき、手当額の改定は行われなため、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、手当額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等による受給者への周知をお願いする。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドを適用の上、改定しているもの。

ア 本体月額

	(令和2年度)		(令和3年度)
全部支給	43,160円	→	43,160円(±0円)
一部支給	43,150円	→	43,150円(±0円)
	～10,180円		～10,180円

イ 第2子加算月額

	(令和2年度)		(令和3年度)
全部支給	10,190円	→	10,190円(±0円)
一部支給	10,180円	→	10,180円(±0円)
	～5,100円		～5,100円

ウ 第3子以降加算月額

	(令和2年度)		(令和3年度)
全部支給	6,110円	→	6,110円(±0円)
一部支給	6,100円	→	6,100円(±0円)
	～3,060円		～3,060円

② 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しについて

(関連資料5参照)

本年3月分(5月支払い)から、児童扶養手当と障害年金の併給調整に係る見直しが行われる。具体的には、障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(以下「障害基礎年金等」という。)を受けることができる受給資格者については、

- ・ 受給する障害基礎年金等以外の公的年金給付等(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)について手当の支給の制限を行う。
- ・ 受給する障害基礎年金等について、その給付のうち子を有する者に係る加算に係る部分についてのみ手当の支給の制限を行う。
- ・ 手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、総所得金額を、非課税所得である公的年金給付等を課税所得である公的年金等とみなして公的年金等控除等を適用して算定した額とする。

児童扶養手当と障害年金の併給調整に係る見直しに当たっては、これらの点に関する受給資格者への周知について、特段のご配慮をお願いする。

③ 改善事項について

令和3年11月分より、手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、

- ア 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する
- イ 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、適用後の金額を所得の算定に用いる
- ウ 未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定を削除するとともに、寡婦控除又はひとり親控除の適用がある場合には、適用後の金額を所得の算定に用いる（養育者及び扶養義務者に限る）こととしている。

④ プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うよう、確認をお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。（令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある、これらについて確認を行う場合は、一律に確認を行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に限るべきであること。
- ・ 異性との交際関係など、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うこと。
- ・ プライバシーに関する聞き取りをする場合には、個室や衝立のあるコーナーで行うなど、できる限りプライバシーの保護に配慮すること。
- ・ 「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、窓口のワンストップ化を進めるとともに、窓口での相談を躊躇せず、支援を必要とするひとり親が行政の窓口に確実につながるように留意する

こと。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について
児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意
をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。
(令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。

調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要がある。

なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをもって、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。

⑤ 児童扶養手当の認定請求等を行う者を対象とした相談対応及び情報提供について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしているほか、自立のために必要な支援を行うことができるとされており、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下においては、ひとり親家庭に対して、より一層子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが重要である。

また、児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）することとしている。

各自治体においては、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、組織的判断の下、必ずしも対面による対応としないなど、柔軟な対応を行うことは差し支えないが、同規定の趣旨及び現下のひとり親家庭の状況を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、

地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費相談センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

これらのいずれの対応に際しても、プライバシーの保護には十分配慮されるよう留意願いたい。

なお、平成30年8月の現況届から、子育てワンストップサービスとして、マイナポータルを活用した現況届の事前送信や面談予約等が可能となっているので、現況届に係る事務処理に当たっては適切な対応をお願いしたい。

⑥ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、平成29年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行き届いており、対面の必要性がない場合は、郵送提出を可能としているところであるが、引き続き、現況届の確認による不正受給防止に向けた取組に適切に対応されたい。

⑦ その他、児童扶養手当の支給事務における留意事項について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けるよう留意されたい。

イ 児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法第7条の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、この認定の請求をした日（請求時点）については、市町村において、児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第1条に定められた添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であることとしている。

しかしながら、規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求を受理しないという誤った取扱が行われている事例が見受けられるので、請求時点の取扱について十分に注意し適切な事務処理をお願いしたい。

また、市町村が独自に提出を求める書類等については、受給資格の認定など真に必要な書類等に限るべきであり、その書類等の確認に際しても、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮されたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 令和3年度予算案における見直しについて

令和3年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額については、全国消費者物価指数の変動等を踏まえ、以下のとおり見直しを行うこととしている。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人：2,930,000円 → 3,300,000円

団体：4,410,000円 → 4,560,000円

・事業継続資金

個人・団体：1,470,000円 → 1,520,000円

・修学資金

【専修学校（一般課程）】

月額49,500円 → 月額51,000円

② 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。

このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていることをお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると

認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合があるとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査を受け付けや、面談回数の縮小、添付書類の省略等、可能な限り手続きの簡素化等に配慮いただき、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、特に経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

④ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う償還金の支払猶予について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合が想定される。

この場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」とみなすことができ、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることが可能であるため、都道府県等においては、借受人の状況に応じて、特段の配慮をお願いする。

⑤ 償還率の改善について（関連資料 4 参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的实施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、その結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

（４）相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組み合わせることで相談・支援を行う必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する

- ・児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する

ための事業（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いします。

なお、令和3年度第3次補正予算において、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的として「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を実施しているところであるため、併せてご活用いただきたい。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

② 地域の民間団体や母子生活支援施設の活用等による相談支援事業の強化について

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的なケースがある。

このため、令和元年度から、ひとり親家庭等生活向上事業を拡充し、新たに、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を実施している。

さらに、令和2年度からは、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施している。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただくとともに、母子生活支援施設の機能を十分に活用し、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

③ 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上等について

(関連資料 5)

ア 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

令和2年度より、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行っているところであり、さらに、令和3年度予算案では、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、国庫補助金を活用いただき、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員への研修機会の確保及び専門性の向上に努めていただきたい。

イ また、これまで、非常勤職員として配置されていた母子・父子自立支援員については、令和2年4月1日より、会計年度任用職員に移行されたところであるが、処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

ウ 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村においては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから

委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やかに母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いする。

④ ひとり親家庭支援の手引きについて

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省では同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、平成28年5月12日付け事務連絡により自治体に配布したところである。また、平成30年12月26日付け事務連絡により、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、周知したところである。

各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用されたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。
(厚生労働省ホームページ該当アドレス)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463584.pdf>

(5) 就業支援について（関連資料6、7）

① 令和3年度予算案における拡充・見直しについて

ア 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能にする予定である。また、ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても、高等職業訓練促進給付金の支給年数の拡充に併せて4年間の支給を可能とする予定である。ついては、ひとり親家庭の母等の就業支援において、これらの制度を活用していただくようお願いする。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業について

母子家庭等就業・自立支援センターに心理担当者を配置するための費用について予算を確保しているので、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した相談支援に積極的に取り組まれるようお願いする。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

このため、実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

また、令和3年度より、上記（1）③のとおり、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した相談支援を実施するため、母子家庭等就業・自立支援センターに心理担当者を配置することを予定している。

母子家庭の母等の自立支援にあたっては、就職に有利になる資格取得の促進や就業訓練などの就業支援だけでなく、ひとり親家庭の親のエンパワメント（自らの潜在能力を引き出し自分自身の生活や

環境をコントロールしていく力)を育んでいく支援が必要な場合があることから、心理担当者による相談支援を行い、効果的な自立支援を実施していただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているものである。

都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

ウ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭に対する支援施策が、支援を必要とする者に確実に情報が届くよう、SNS等を活用した情報発信を積極的に実施していただくようお願いしたい。

③ 自立支援給付金について

自立支援給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする給付金であり、対象者は児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者としている。

ア 自立支援教育訓練給付金について

令和3年度より、上記(1)④のとおり、高等職業訓練促進給付金の拡充に併せて拡充を行う予定であるので、適切な取り扱いをお願いしたい。

イ 高等職業訓練促進給付金について

令和3年度より、上記(1)④のとおり、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合に、4年間の支給を可能とする予定であるので、適切な取り扱いをお願いしたい。

また、高等職業訓練促進給付金については、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこととしているが、他

の給付制度等の利用について確認が不十分だったこと等により、受給者から返還を要する事態や国庫補助金の再確定を要する事態が生じている。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、事前相談において職業訓練受講給付金等の利用がある場合には高等職業訓練促進給付金を受給できないことの説明を徹底する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いしたい。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑤ 「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

（関連資料7参照）

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

令和元年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰したところであるが、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても本取組の周知等の協力をお願いしたい。

⑥ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからキまでの事業についてご承知置きいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤に、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、関係機関が一体となった就労支援を推進している。

各自治体におかれては、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」（平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）も参考としつつ、ハローワークに対し、就職支援が必要な児童扶養手当受給者に関する支援要請を積極的に行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力いただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て中の女性等に対する就職支援の充実を

図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（令和2年度204箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て中の女性等の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いします。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、通常の訓練コースに加え、母子家庭の母等を対象として、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

平成28年度から、母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間／日）などを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードの活用促進

ジョブ・カードは、平成27年10月1日から、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的に、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものとして見直しがなされている。また、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、国がその普及・促進に努めるよう規定されている。

引き続きジョブ・カードの積極的な活用を図っていただきたい。

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に関係する助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）と特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者等へ転換等した場合に、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。※1）、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。※2）及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。※3）の3本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金（※4）が支給される。

- ※ 1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給
- ※ 2 特定一般教育訓練の受講を終了した場合に訓練経費の40%を支給

- ※ 3 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

- ※ 4 基本手当日額の80%を支給

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

（6）子育て・生活支援について（関連資料8参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要であ

る。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人、母子生活支援施設等と連携し、ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いします。

イ 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施している。

令和3年度予算案においても必要な予算を計上しているので、各自治体での事業の積極的な実施をお願いします。

また、子どもの生活・学習支援事業の実施に当たっては、児童館、公民館や隣保館等、地域のひとり親家庭が利用しやすい場所において実施いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いします。

③ 子育て短期支援事業について

ア 子育て短期支援事業の積極的な実施について

本事業は、保護者の疾病、育児疲れや育児不安などの精神上的事由、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由等により、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、児童養護

施設等において児童を預かる事業であり、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭に対する重要な支援施策の一つである。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図っていただくとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、本事業については、令和3年4月1日より里親等に子どもを直接委託して実施することが可能となる。市町村におかれては、本事業を里親に委託することにより、児童養護施設等が近隣にない地域においても本事業を実施できるようになり、地域の子育て支援の資源として里親を活用することができるため、地域の実情に応じて、積極的に活用されたい。

なお、里親に子どもを直接委託して本事業を実施する場合は、里親が本事業による子どもの養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と市町村において、綿密に連携し対応いただくようお願いする。

イ 児童虐待防止対策の対応について

子育て短期支援事業については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、孤立した育児によって虐待につながることを防ぐよう、子育て短期支援事業等の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

市町村におかれては、潜在的ニーズを含め、必要な受け皿を把握し、確保いただくとともに、本事業が児童虐待防止対策の推進に資することも踏まえ、地域の子育て支援施策として積極的に実施いただくようお願いする。

④ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

(7) 養育費の確保及び面会交流について

① 養育費確保・面会交流のための周知及び相談の実施について

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、離婚届書とあわせて養育費や面会交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費相談支援センターでも作成しており、ホームページでの掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費相談支援センターまでご連絡いただきたい。

② 養育費相談支援センターの積極的な活用について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

また、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、ご活用していただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や面会交流の相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

(参考) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

③ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度予算案では、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による相談支援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、令和元年度における実施自治体数は10自治体と低調である。

各自治体におかれては、離婚後の親子の面会交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において面会交流支援を実施しているNPO法人等の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

④ 地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業への支援について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確

保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。令和3年度予算案においては、公正証書等による債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助、戸籍・住民担当部署との連携を強化する取組など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図ることとしているので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、厚生労働省のホームページにおいて、各自治体が養育費の履行確保等の取組として行っている事例をとりまとめた「養育費の履行確保等に関する取組事例集」を掲載しているため、ご活用いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

⑤ 養育費の確保に向けた戸籍担当部署との更なる連携強化の推進について（令和3年2月5日付事務連絡）

法務省と厚生労働省が連携を図って、昨年6月に「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、議論を重ねた。

タスクフォースでは、ひとり親家庭に対する支援において重要な役割を担っている自治体において、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署が相互に連携することにより、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくことが重要であるとの認識で両省一致した。こうした認識の下、標記事務連絡について発かんしたのでご了知の上、戸籍担当部署との更なる連携強化の推進に努めていただきたい。

⑥ 令和元年版養育費の算定表について

令和元年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めに当たっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定められるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されてい

るので、ご確認いただきたい。

(参考) 裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

2. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

(1) 令和3年度予算案における婦人保護関係事業について

(関連資料9、12参照)

婦人保護事業においては、DV被害、ストーカー被害、性暴力・性被害、人身取引被害、家族関係の破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を実施しているところであるが、令和3年度予算案においては、婦人保護事業の運用面の更なる改善を推進するために必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、困難な問題を抱える女性の支援ニーズを踏まえた積極的な事業の実施をお願いします。

① 休日夜間電話相談事業について

DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談については、相談者の状況によっては、深夜や祝日等に対応が必要となることから、婦人相談所の体制について、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

② 婦人相談所等職員への専門研修事業について

婦人相談員や一時保護所等職員が、入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について十分理解の上、対応するための研修に係る経費の拡充を図る。

③ 若年被害女性等支援事業について

平成30年度からモデル事業として実施してきた本事業について、相談支援体制や医療機関との連携等の強化、より安全・安心な居場所の提供に向けて、夜間の相談や見守り支援を行う体制整備等を図り、本格実施に移行する。

なお、広域的な対応が必要な場合には、事業委託団体から被害女性居住自治体の児童相談所や婦人相談所等の関係機関に対して、支援に関する連絡調整等を行うこともあるので、その際は、適切に連携を図られるようお願いする。

※令和2年度実施状況

東京都（委託団体：NPO法人BONDプロジェクト、
一般社団法人Colabo、NPO法人人身取引被害者サポートセン
ターライトハウス）

神奈川県（委託団体：NPO法人BONDプロジェクト）

福岡県（NPO法人そだちの樹）

④ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業について

試行的な取組として、婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

⑤ 一時保護委託費の拡充について

民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

（２）新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への適切な支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、生活不安やストレスによるDV被害者等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されることから、DV被害者等からの電話や面談等による相談や、家庭から避難したDV被害者等を、婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護する場合は、引き続き、十分な感染防止対策を行った上で、関係機関等とも必要な連携を図りながら、相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されるようお願いする。

また、DV被害者等が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」（平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によりお示ししているとおり、被害者の負担軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護を開始されるよう重ねてお願いする。

（３）婦人相談員の配置促進及び適切な処遇の確保について

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）により、婦人相談員が配置さ

れていない市においては、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討することとされており、平成31年4月1日に施行された改正後の児童虐待防止法には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努める旨が規定されている。平成31年4月1日時点で、婦人相談員を配置している市区は45.8%に留まっていることから、未だ配置していない市区におかれては、きめ細かな対応に向けて、婦人相談員が担う役割の必要性を十分考慮した上で、早急に配置を進められるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図られたい。

また、令和元年6月21日付けで取りまとめた「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」に掲げる「8 児童相談所との連携強化等 ②婦人相談員の処遇について」を踏まえて実施した「婦人相談員実態把握調査」の結果によれば、国庫補助事業の「婦人相談員活動強化事業」を活用して、一定の研修を修了した婦人相談員に支払われている手当額が国庫補助基準額を満たす割合が約半数に留まっている状況にある。各都道府県等におかれては、婦人相談員が、他施策・他機関と連携・協働し、社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく担うソーシャルワーカーとしての業務を担う位置付けにあることを十分に踏まえられた上で、適切な処遇の確保に努められたい。

（４）携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針について

令和元年6月21日付けで取りまとめた「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」に掲げる「4 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し」を踏まえ、令和元年度に「婦人保護事業における通信機器等の取扱いに関する調査研究」を実施した上で、「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における携帯電話等通信機器の使用に関する基本的対応方針」について（令和2年12月25日子家発1225第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）（以下「基本的対応方針」という。）を策定したところである。

この基本的対応方針は、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、入所者が携帯電話等通信機器を使用する場合に必要な基本的な対応を示すものであり、加害者からの追跡の回避など、入所者の安全・安心を最優先としつつ、様々な制約の中でも可能な限り入所者の希望に添った対応を行うべきであることを示したものである。

個別具体的な対応に当たっては、入所者の希望とともに、入所後の状態の変化や加害者の状態・動向も見極めながら、入所者ごとに必要な対応を決定し、施設における入所者の安全・安心を確保されるようお願い

する。

各都道府県等におかれては、基本的対応方針の内容について御了知いただくとともに、管内の婦人相談所及び一時保護所、婦人保護施設並びに婦人相談員に対し周知をお願いする。

（５）婦人保護事業の見直しの検討について

（関連資料10参照）

婦人保護事業については、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における議論を踏まえ、引き続き運用面の見直しを進めるとともに、同検討会の中間まとめを踏まえ、売春防止法を根拠とした枠組みから、困難な問題を抱える女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度への見直しについての検討を加速することとしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

（６）関係機関等との連携等について

① 児童虐待対応との連携について

DVが起きている家庭では、子どもへの虐待が同時に起きている場合があることから、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所が子どもへの虐待に関する情報や相談を受けた場合には、子どもの安全確保の観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、子どもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いする。

また、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもへの対応について児童相談所と適切に連携するよう特段の配慮をお願いする。（「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について（平成31年2月28日府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連盟通知）参照）

なお、児童虐待対応との連携については、令和2年度予算において、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」（婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置するための費用を補助するもの。）を創設しているので、当該事業も活用し、適切な支援体制を確保するようお願いする。

② ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

(7) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等については、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」

（以下「今後の対策」という。）をとりまとめ、被害の防止根絶に向け、取組を推進している。なかでも、「今後の対策」の3（1）①においては、当分の間、毎年4月を「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間（以下「集中月間」という。）」と位置付け、必要な取組を集中的に実施するよう取り決められており、本年4月においても昨年同様に実施することとしている。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いする。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

(8) 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

（関連資料11参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、他の婦人保護施設では保護及び自立に向けた支援が極めて困難な者を受け入れている。

本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる生活指導や職業指導等の自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない

自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

(注) 本事項「２．困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について」において記載している対応の所管が、男女共同参画主管課等になる場合には、記載内容について、該当の課にお渡しいただくようお願いする。

[関連資料：母子家庭等自立支援室]

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和2年度第3次補正予算：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

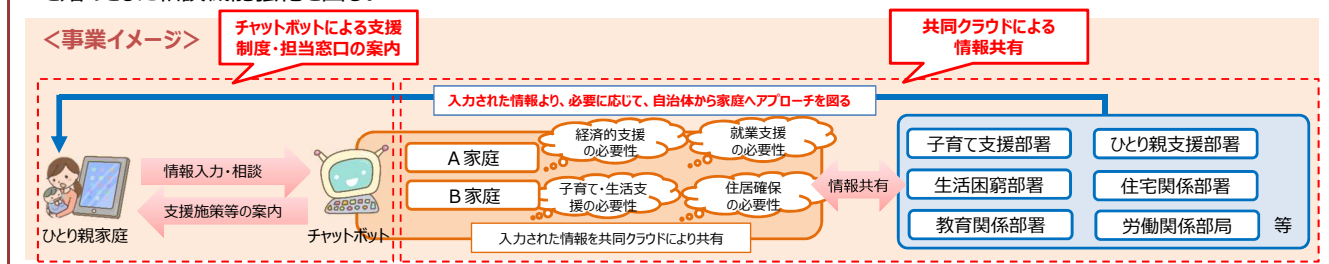
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

令和3年度 ひとり親家庭等自立支援関係予算案の概要

1. 子育て・生活支援

① 母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の強化【新規】

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

② ひとり親家庭に対する住居費支援【新規】

母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸し付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

2. 就業支援

① 母子家庭等自立支援給付金事業の拡充【拡充】

ひとり親家庭の親の修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給（※）を可能とする。

併せて、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金についても、4年間（※）の支給を可能とする。（※）現行3年間

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

② 母子家庭等就業・自立支援事業の拡充【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センターに、認定心理士や産業カウンセラー等の心理カウンセラーを配置し、ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチを考慮した就業相談を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

3. 養育費確保支援

① 養育費相談支援センター事業の拡充【拡充】

養育費相談支援センターにおいて、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士等による専門的な相談体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：80百万】

② 養育費等支援事業の拡充【拡充】

養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による身近な地域での相談対応を行うとともに、SNSによるオンライン相談、弁護士による法律相談、外国籍を有する家庭への対応、託児サービスの充実など相談支援体制の強化を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

③ 離婚前後親支援モデル事業の拡充【拡充】

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業について、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：158億円の内数】

ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業【新規】

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

補助基準額（案）

1 か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付【新規】

※ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の新規メニューとして創設

【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要な資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸 付 額 等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償還免除・猶予

償還免除：死亡又は障害により償還することができなくなったとき（全部又は一部）

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過（全部又は一部）

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9/10相当）

※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

離婚前後親支援モデル事業（令和元年度～）【拡充】

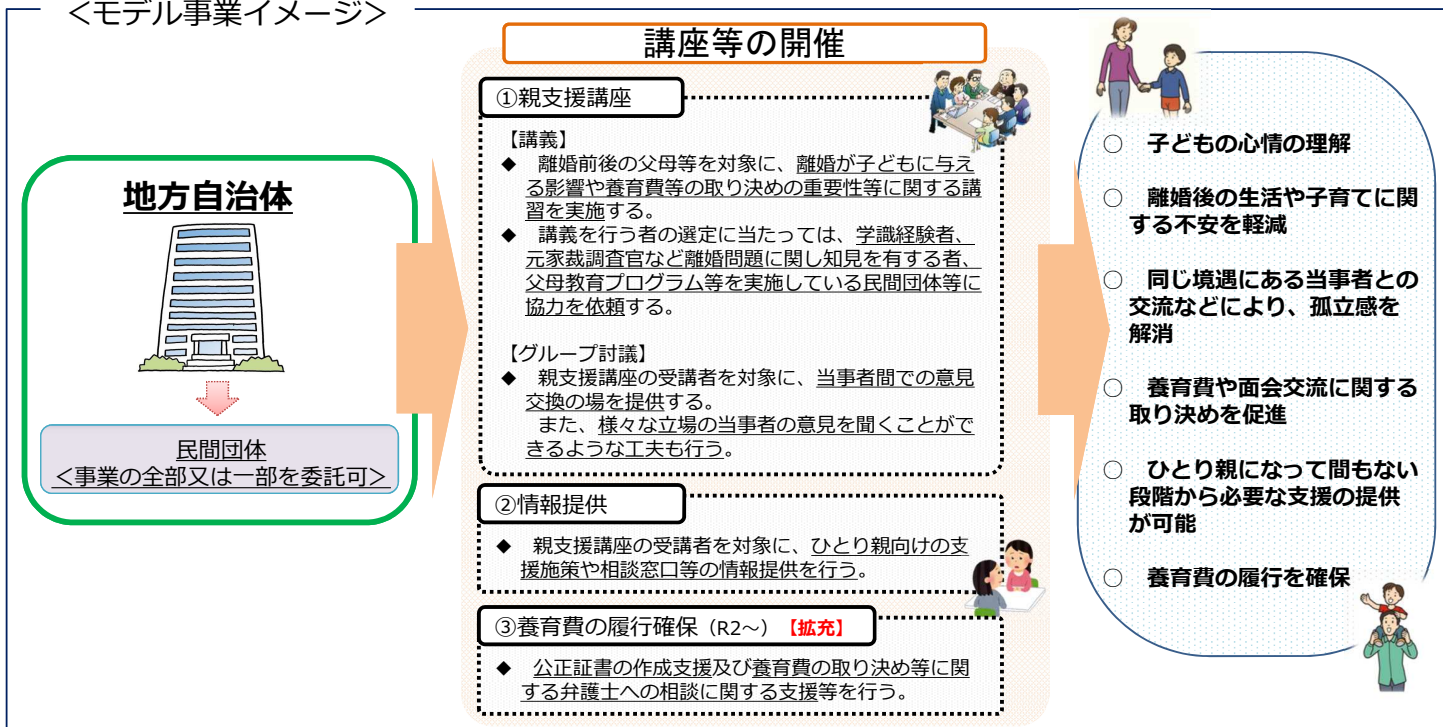
【令和3年度予算案：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。
- 地方自治体が養育費の履行確保に資するものとして先駆的に実施する取組を支援する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞



離婚前後親支援モデル事業の拡充について

＜現行＞

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,713千円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座（H元～）
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供（R元～）
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

- ① 養育費の履行確保等（R2～）
公正証書の作成支援及び弁護士相談に関する支援等を行う。

＜見直し案＞

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり15,000千円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ その他先駆的な取組
①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組

児童扶養手当制度の概要

1. 目的	
離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。	
2. 支給対象者	
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。	
3. 支給要件	
父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。	
4. 手当額	
月額（令和3年4月～）	・ 全部支給：43,160円
加算額（児童2人目）	・ 全部支給：10,190円
（児童3人目以降1人につき）	・ 全部支給：6,110円
5. 所得制限限度額（収入ベース）	6. 支払期月
・ 全部支給（2人世帯） 160万円	・ 1月、3月、5月、7月、9月、11月
・ 一部支給（2人世帯） 365万円	
7. 受給者数（令和2年3月末現在）	
900,673人（母：850,698人、父：45,902人、養育者：4,073人）	
8. 予算額（国庫負担（1/3）分）	
令和3年度予算案 1,575.8億円	
9. 手当の支給主体	
支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村	
10. 改正経緯	
①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）	
②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）	
③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）	
④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）	

ひとり親のご家庭の方へ、大切なお知らせ



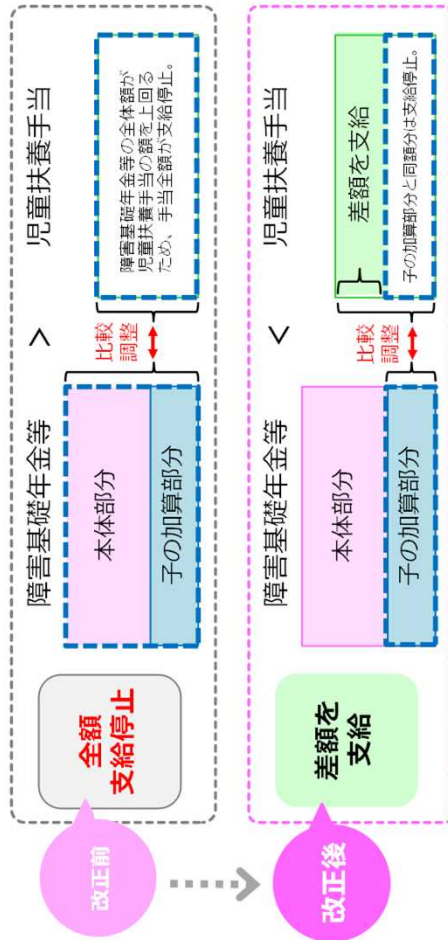
障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から
手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

これまで、障害基礎年金等（※1）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

（※1）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等を受給していない方）（※2）は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。
（※2）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

児童扶養手当制度には、受給資格者（母子家庭の母など）と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者（子どもの祖父母など）などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱い（※3）があります。

（※3）支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（※4）が含まれます。

（※4）障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

◆子どもが1人の場合

全部支給：43,160円
一部支給：43,150円～10,180円（※5）

◆子ども2人目の加算額

全部支給：10,190円
一部支給：10,180円～5,100円（※5）

◆子ども3人目以降の加算額（1人につき）

全部支給：6,110円
一部支給：6,100円～3,060円（※5）

（※5）所得に応じて決定されます。

児童扶養手当
の月額
（令和3年4月～）

手当を受給
するための
手続

◆既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。

◆それ以外の方は、児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。なお、令和3年3月1日より前であっても事前申請は可能です。

支給開始月

◆通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。

◆令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

令和元年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	31.4	8.0	83.3
2 青森県	48.2	6.9	90.0
3 岩手県	57.1	14.7	90.8
4 宮城県	50.2	20.6	89.6
5 秋田県	56.4	12.8	91.3
6 山形県	50.1	13.8	90.5
7 福島県	48.2	16.0	88.8
8 茨城県	53.3	11.9	95.3
9 栃木県	39.0	9.2	83.0
10 群馬県	44.4	10.1	92.1
11 埼玉県	62.8	12.5	90.0
12 千葉県	39.4	9.9	84.9
13 東京都	28.2	9.2	74.9
14 神奈川県	27.2	8.1	77.2
15 新潟県	65.7	7.3	91.0
16 富山県	44.6	6.3	92.5
17 石川県	42.9	4.4	89.8
18 福井県	45.2	14.5	96.0
19 山梨県	47.5	10.5	94.0
20 長野県	49.4	11.9	93.8
21 岐阜県	67.5	20.9	90.1
22 静岡県	51.9	9.0	88.8
23 愛知県	46.0	12.8	96.8
24 三重県	46.4	9.0	90.9
25 滋賀県	77.7	15.3	95.1
26 京都府	64.5	12.7	93.7
27 大阪府	64.5	19.3	89.7
28 兵庫県	59.9	11.1	93.2
29 奈良県	54.9	9.0	93.4
30 和歌山県	77.5	8.0	97.5
31 鳥取県	64.8	17.2	92.4
32 島根県	49.4	8.8	89.9
33 岡山県	69.7	10.6	94.5
34 広島県	63.2	12.6	93.7
35 山口県	22.9	7.9	89.2
36 徳島県	38.4	8.0	90.5
37 香川県	69.8	14.3	97.9
38 愛媛県	40.6	5.1	90.6
39 高知県	69.4	9.6	96.2
40 福岡県	37.4	12.2	83.6
41 佐賀県	29.9	12.7	93.6
42 長崎県	46.1	10.9	89.8
43 熊本県	68.2	16.9	92.3
44 大分県	38.0	8.1	86.8
45 宮崎県	50.1	15.2	90.7
46 鹿児島県	44.3	13.3	90.2
47 沖縄県	50.9	12.0	88.8

【指定都市】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.3	7.8	77.4
49 仙台市	31.4	15.6	87.2
50 さいたま市	58.6	7.7	92.8
51 千葉市	43.8	10.0	84.0
52 横浜市	28.2	10.7	87.0
53 川崎市	21.4	7.0	82.5
54 相模原市	40.4	19.2	84.0
55 新潟市	57.0	12.5	90.1
56 静岡市	38.7	8.5	80.8
57 浜松市	76.8	17.4	95.1
58 名古屋市	57.7	13.6	89.3
59 京都市	23.0	9.2	73.7
60 大阪市	27.5	6.9	84.6
61 堺市	41.1	7.1	86.9
62 神戸市	40.4	12.3	90.3
63 岡山市	39.4	13.0	90.0
64 広島市	42.9	9.9	88.0
65 北九州市	28.9	4.5	88.0
66 福岡市	14.4	3.5	84.8
67 熊本市	39.1	9.5	88.1

【中核市】

68 旭川市	32.6	12.3	84.1
69 函館市	24.6	8.7	71.4
70 青森市	52.3	11.1	89.5
71 八戸市	53.2	8.1	93.4
72 盛岡市	25.2	6.7	76.4
73 秋田市	49.6	10.5	90.6
74 山形市	37.5	5.5	94.8
75 郡山市	53.7	34.2	99.0
76 いわき市	40.8	7.2	80.3
77 福島市	57.1	21.5	95.0
78 宇都宮市	33.7	8.5	82.2
79 前橋市	48.8	16.6	92.6
80 高崎市	65.2	14.1	94.6
81 川越市	69.7	6.0	90.4
82 越谷市	59.3	7.4	87.7
83 川口市	74.4	23.0	90.1
84 船橋市	56.2	15.7	96.0
85 柏市	77.5	19.1	96.1
86 八王子市	51.5	10.9	95.4
87 横須賀市	24.6	8.6	83.2
88 富山市	74.5	14.4	96.4
89 金沢市	40.2	7.6	93.7
90 福井市	32.4	8.6	94.1
91 甲府市	31.2	10.6	85.2
92 長野市	28.5	7.9	84.8
93 岐阜市	59.6	19.8	93.0
94 豊橋市	56.5	4.0	95.4
95 岡崎市	75.5	22.1	97.9
96 豊田市	74.5	30.4	96.7
97 大津市	64.4	7.0	94.6
98 高槻市	55.8	6.2	92.1
99 東大阪市	43.3	8.2	92.7
100 豊中市	60.4	10.8	94.6
101 枚方市	40.7	15.0	92.1
102 八尾市	45.9	10.6	89.3
103 寝屋川市	61.3	9.0	93.9
104 姫路市	67.8	19.9	97.4
105 西宮市	27.6	9.7	85.0
106 尼崎市	29.0	5.4	89.5
107 明石市	75.2	28.0	99.8
108 奈良市	33.3	10.3	93.2
109 和歌山市	42.2	10.2	86.0
110 鳥取市	44.8	8.7	89.8
111 松江市	44.5	6.8	90.0
112 倉敷市	70.2	31.0	91.4
113 福山市	64.0	17.1	97.3
114 呉市	55.4	8.9	91.3
115 下関市	21.1	6.7	88.8
116 高松市	48.2	10.0	95.0
117 松山市	47.5	11.2	88.0
118 高知市	46.9	15.3	87.6
119 久留米市	25.3	6.5	75.3
120 長崎市	35.2	7.6	88.8
121 佐世保市	45.9	19.3	88.3
122 大分市	27.4	7.5	80.1
123 宮崎市	31.6	9.3	99.3
124 鹿児島市	12.5	5.9	76.6
125 那覇市	44.8	17.2	90.7

令和元年度福祉資金貸付金の償還率について

① 父子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	66.3	8.0	80.6
2 青森県	93.3	19.6	96.9
3 岩手県	81.9	0.0	89.9
4 宮城県	72.8	85.7	70.1
5 秋田県	93.3	—	93.3
6 山形県	100.0	—	100.0
7 福島県	100.0	—	100.0
8 茨城県	95.9	—	95.9
9 栃木県	56.0	14.1	79.8
10 群馬県	100.0	—	100.0
11 埼玉県	73.5	19.2	85.3
12 千葉県	100.0	—	100.0
13 東京都	72.1	37.9	77.4
14 神奈川県	76.2	2.5	82.8
15 新潟県	97.8	—	97.8
16 富山県	70.5	0.0	85.9
17 石川県	87.6	50.2	88.0
18 福井県	100.0	—	100.0
19 山梨県	100.0	100.0	100.0
20 長野県	76.9	37.1	79.7
21 岐阜県	86.5	—	86.5
22 静岡県	72.9	1.4	84.5
23 愛知県	100.0	—	100.0
24 三重県	85.5	5.3	92.4
25 滋賀県	100.0	—	100.0
26 京都府	83.8	3.6	88.7
27 大阪府	92.2	—	92.2
28 兵庫県	100.0	—	100.0
29 奈良県	100.0	—	100.0
30 和歌山県	100.0	—	100.0
31 鳥取県	100.0	—	100.0
32 島根県	77.9	22.2	89.3
33 岡山県	100.0	100.0	100.0
34 広島県	100.0	100.0	100.0
35 山口県	100.0	—	100.0
36 徳島県	100.0	—	100.0
37 香川県	100.0	—	100.0
38 愛媛県	96.7	64.0	97.6
39 高知県	100.0	—	100.0
40 福岡県	86.9	0.0	88.3
41 佐賀県	94.7	100.0	94.7
42 長崎県	100.0	100.0	100.0
43 熊本県	83.0	42.9	87.7
44 大分県	72.2	65.7	73.0
45 宮崎県	94.8	92.3	95.0
46 鹿児島県	87.7	69.1	88.7
47 沖縄県	88.3	0.0	93.1

【指定都市】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	68.3	3.1	92.9
49 仙台市	74.1	35.3	78.5
50 さいたま市	100.0	—	100.0
51 千葉市	38.6	12.3	49.9
52 横浜市	71.5	0.0	79.7
53 川崎市	79.7	0.0	84.2
54 相模原市	96.4	100.0	96.4
55 新潟市	95.2	—	95.2
56 静岡市	57.3	1.7	80.6
57 浜松市	94.1	—	94.1
58 名古屋市	60.5	16.6	67.9
59 京都市	48.9	23.2	83.5
60 大阪市	100.0	—	100.0
61 堺市	100.0	100.0	—
62 神戸市	92.1	71.4	92.7
63 岡山市	76.0	23.4	83.2
64 広島市	82.7	20.1	84.9
65 北九州市	24.9	5.6	41.2
66 福岡市	78.0	0.0	92.4
67 熊本市	56.2	55.9	56.3

【中核市】

68 旭川市	82.0	14.9	85.6
69 函館市	80.7	—	80.7
70 青森市	73.0	66.7	73.4
71 八戸市	100.0	—	100.0
72 盛岡市	100.0	—	100.0
73 秋田市	100.0	—	100.0
74 山形市	56.7	25.0	64.6
75 郡山市	82.2	—	82.2
76 いわき市	27.9	6.1	60.7
77 福島市	—	—	—
78 宇都宮市	67.6	0.0	86.4
79 前橋市	—	—	—
80 高崎市	95.8	—	95.8
81 川越市	67.2	0.0	84.2
82 越谷市	100.0	—	100.0
83 川口市	100.0	—	100.0
84 船橋市	100.0	—	100.0
85 柏市	—	—	—
86 八王子市	100.0	—	100.0
87 横須賀市	85.7	—	85.7
88 富山市	—	—	—
89 金沢市	—	—	—
90 福井市	—	—	—
91 甲府市	100.0	—	100.0
92 長野市	100.0	—	100.0
93 岐阜市	100.0	—	100.0
94 豊橋市	—	—	—
95 岡崎市	69.4	0.0	84.1
96 豊田市	—	—	—
97 大津市	100.0	—	100.0
98 高槻市	100.0	—	100.0
99 東大阪市	100.0	—	100.0
100 豊中市	—	—	—
101 枚方市	0.0	—	0.0
102 八尾市	36.6	0.0	45.0
103 寝屋川市	23.7	—	23.7
104 姫路市	—	—	—
105 西宮市	100.0	—	100.0
106 尼崎市	—	—	—
107 明石市	—	—	—
108 奈良市	—	—	—
109 和歌山市	100.0	—	100.0
110 鳥取市	—	—	—
111 松江市	82.3	—	82.3
112 倉敷市	100.0	—	100.0
113 福山市	100.0	—	100.0
114 呉市	93.6	—	93.6
115 下関市	55.4	—	55.4
116 高松市	—	—	—
117 松山市	43.7	9.1	62.8
118 高知市	96.7	—	96.7
119 久留米市	77.2	25.0	81.5
120 長崎市	95.5	—	95.5
121 佐世保市	100.0	—	100.0
122 大分市	100.0	—	100.0
123 宮崎市	—	—	—
124 鹿児島市	59.0	18.5	70.7
125 那覇市	82.1	—	82.1

令和元年度福祉資金貸付金の償還率について

① 寡婦福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	33.4	7.5	87.2
2 青森県	51.3	11.2	92.9
3 岩手県	61.1	31.2	96.3
4 宮城県	43.6	20.2	91.7
5 秋田県	44.5	9.9	86.3
6 山形県	64.5	7.1	100.0
7 福島県	35.9	16.7	100.0
8 茨城県	73.6	22.1	89.4
9 栃木県	21.6	3.9	80.4
10 群馬県	52.1	5.6	95.2
11 埼玉県	49.1	10.6	85.2
12 千葉県	45.4	20.2	95.1
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	17.1	5.9	82.7
15 新潟県	69.0	10.5	97.7
16 富山県	48.4	7.2	91.8
17 石川県	35.6	7.9	97.9
18 福井県	13.5	13.5	-
19 山梨県	35.8	20.0	96.7
20 長野県	35.1	5.0	94.1
21 岐阜県	83.5	59.8	94.7
22 静岡県	43.1	2.4	91.6
23 愛知県	56.3	8.4	100.0
24 三重県	34.8	5.5	84.0
25 滋賀県	87.2	31.5	97.8
26 京都府	47.1	10.2	92.6
27 大阪府	67.1	15.1	95.6
28 兵庫県	54.3	5.7	96.1
29 奈良県	34.4	4.3	87.6
30 和歌山県	62.3	8.6	90.4
31 鳥取県	56.0	10.4	87.1
32 島根県	36.9	9.5	85.8
33 岡山県	58.0	44.5	69.3
34 広島県	52.7	12.5	95.3
35 山口県	5.9	2.9	94.5
36 徳島県	20.2	5.1	84.5
37 香川県	35.3	0.0	100.0
38 愛媛県	20.6	2.5	89.8
39 高知県	66.6	18.7	94.7
40 福岡県	46.5	8.2	88.8
41 佐賀県	16.0	8.9	73.5
42 長崎県	22.2	2.0	99.8
43 熊本県	89.5	22.1	97.8
44 大分県	27.7	9.9	67.7
45 宮崎県	43.5	8.4	98.0
46 鹿児島県	30.7	8.5	96.6
47 沖縄県	40.5	10.2	89.7

【指定都市】

区分	令和元年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	20.7	6.7	84.2
49 仙台市	35.2	35.9	0.0
50 さいたま市	79.9	5.7	93.6
51 千葉市	47.8	13.2	91.2
52 横浜市	28.1	10.7	88.4
53 川崎市	13.3	5.6	90.4
54 相模原市	43.5	20.0	80.0
55 新潟市	77.7	0.8	98.5
56 静岡市	35.0	4.6	80.8
57 浜松市	75.0	17.4	98.7
58 名古屋市	65.4	13.3	91.3
59 京都市	26.0	9.2	73.7
60 大阪市	33.2	5.1	88.4
61 堺市	45.1	8.9	91.3
62 神戸市	12.3	2.4	84.8
63 岡山市	20.4	9.6	98.9
64 広島市	39.0	10.7	89.2
65 北九州市	37.6	10.7	93.8
66 福岡市	23.4	2.3	89.3
67 熊本市	61.2	5.0	99.0

【中核市】

68 旭川市	44.6	13.9	86.7
69 函館市	30.9	10.1	82.1
70 青森市	61.9	0.7	92.0
71 八戸市	33.2	2.6	85.8
72 盛岡市	16.9	9.0	54.8
73 秋田市	79.1	18.4	96.8
74 山形市	-	-	-
75 郡山市	69.7	55.1	100.0
76 いわき市	27.9	9.4	68.6
77 福島市	17.4	14.8	58.3
78 宇都宮市	24.0	3.4	95.1
79 前橋市	6.8	6.8	-
80 高崎市	89.9	0.0	100.0
81 川越市	43.8	0.0	93.1
82 越谷市	84.5	42.9	93.0
83 川口市	72.7	67.9	75.4
84 船橋市	31.7	11.6	100.0
85 柏市	37.7	7.8	93.3
86 八王子市	-	-	-
87 横須賀市	20.8	8.3	96.0
88 富山市	66.6	0.0	95.3
89 金沢市	27.5	6.2	87.3
90 福井市	-	-	-
91 甲府市	31.2	2.8	94.4
92 長野市	41.6	16.8	82.3
93 岐阜市	88.5	52.7	98.8
94 豊橋市	-	-	-
95 岡崎市	100.0	-	100.0
96 豊田市	100.0	-	100.0
97 大津市	74.1	13.5	100.0
98 高槻市	47.9	5.6	97.3
99 東大阪市	39.9	7.9	87.5
100 豊中市	62.1	12.0	100.0
101 枚方市	87.9	25.3	96.4
102 八尾市	73.5	6.4	83.4
103 寝屋川市	64.0	3.6	82.9
104 姫路市	86.1	47.2	100.0
105 西宮市	15.4	7.9	100.0
106 尼崎市	61.1	0.0	86.8
107 明石市	100.0	-	100.0
108 奈良市	11.9	0.2	67.3
109 和歌山市	35.9	8.4	83.3
110 鳥取市	46.2	26.1	96.6
111 松江市	37.4	7.5	92.9
112 倉敷市	5.5	3.0	100.0
113 福山市	43.2	15.3	99.3
114 呉市	48.2	5.1	97.5
115 下関市	5.8	3.2	70.1
116 高松市	21.7	5.9	86.8
117 松山市	15.8	4.1	66.8
118 高知市	43.7	8.1	90.4
119 久留米市	20.6	2.1	90.3
120 長崎市	24.1	5.6	100.0
121 佐世保市	19.1	4.1	100.0
122 大分市	18.5	3.6	98.9
123 宮崎市	6.9	3.8	100.0
124 鹿児島市	7.9	4.3	49.3
125 那覇市	31.7	13.2	71.5

母子・父子自立支援員の設置状況

(令和元年度末)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	65	79	35	33	94%
青森県	6	6	12	40	4	10%
岩手県	24	9	33	14	4	29%
宮城県	10	29	39	14	3	21%
秋田県	4	17	21	13	13	100%
山形県	8	14	22	13	13	100%
福島県	15	7	22	13	3	23%
茨城県	11	12	23	12	12	100%
栃木県	5	35	40	14	14	100%
群馬県	10	17	27	12	11	92%
埼玉県	22	35	57	63	18	29%
千葉県	21	78	99	37	37	100%
東京都	2	196	198	49	49	100%
神奈川県	6	66	72	19	19	100%
新潟県	9	13	22	30	4	13%
富山県	2	12	14	10	10	100%
石川県	4	14	18	19	11	58%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	7	16	23	13	12	92%
長野県	10	22	32	19	18	95%
岐阜県	9	32	41	42	21	50%
静岡県	8	16	24	23	8	35%
愛知県	8	66	74	38	38	100%
三重県	5	16	21	15	15	100%
滋賀県	3	16	19	13	13	100%
京都府	9	80	89	15	15	100%
大阪府	4	76	80	43	34	79%
兵庫県	8	59	67	29	29	100%
奈良県	5	19	24	13	7	54%
和歌山県	9	8	17	9	7	78%
鳥取県	2	18	20	19	17	89%
島根県	0	29	29	19	19	100%
岡山県	3	27	30	18	15	83%
広島県	1	43	44	23	20	87%
山口県	8	16	24	14	14	100%
徳島県	9	10	19	8	8	100%
香川県	4	10	14	17	8	47%
愛媛県	3	13	16	11	11	100%
高知県	2	3	5	11	2	18%
福岡県	29	63	92	29	19	66%
佐賀県	6	13	19	10	10	100%
長崎県	3	15	18	13	13	100%
熊本県	9	18	27	14	14	100%
大分県	0	21	21	14	14	100%
宮崎県	5	12	17	9	9	100%
鹿児島県	15	9	24	23	3	13%
沖縄県	15	7	22	11	4	36%
合計	375	1,387	1,762	951	684	72%

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	25
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	14
新潟市	10
静岡市	7
浜松市	0
名古屋	22
京都市	61
大阪市	24
堺市	6
神戸市	15
岡山市	7
広島市	7
北九州市	10
福岡市	24
熊本市	0

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
八戸市	2
盛岡市	4
秋田市	0
山形市	2
郡山市	3
いわき市	2
福島市	2
宇都宮市	0
前橋市	0
高崎市	0
川越市	3
越谷市	0
川口市	0
船橋市	0
柏市	0
八王子市	4
横須賀市	0
富山市	0
金沢市	4
福井市	1
甲府市	2
長野市	2
岐阜市	1
豊橋市	2
岡崎市	0
豊田市	0
大津市	2
高槻市	0
東大阪市	6
豊中市	0
枚方市	0
八尾市	3
寝屋川市	0
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	0
明石市	2
奈良市	0
和歌山市	1
鳥取市	1
松江市	0
倉敷市	5
福山市	0
呉市	0
下関市	0
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	0
佐世保市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	0

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業（H15年度創設） ・平成30年度自治体実施率：95.9%（116／121） ・相談件数：75,918件 ・就職実人数：4,227人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業（H17年度創設） ・平成30年度自治体実施率：64.3%（582／905） ・プログラム策定数：6,195件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金（H15年度創設） ・平成30年度自治体実施率：95.1%（861／905） ・支給件数：2,591件 ・就職件数：2,183件	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限、修学年数×20万円、最大80万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金（H15年度創設） ・平成30年度自治体実施率：96.6%（874／905） ・総支給件数：7,990件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,647人 （看護師 1,127人、准看護師 1,016人、保育士 154人、介護福祉士 50人等） ・就職者数：2,106人 （看護師 1,027人、准看護師 660人、保育士 128人、介護福祉士 43人等）	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（H27年度創設（補正）） ・貸付件数 入学準備金：1,542件 就職準備金：907件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（H27年度創設） ・平成30年度自治体実施率：33.6%（304／905） ・事前相談：163件 支給件数：46件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

（※）121自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、905自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和2年12月3日（木）～令和3年1月29日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和3年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募 集 要 項

【募集対象】 下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

（１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体

- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和2年12月3日（木）～令和3年1月29日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,762人 (常勤494人 非常勤1,268人) (相談件数) 670,096件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 39,785件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	(相談延件数) 27,532件
	家計管理・生活支援講習会等事業	(受講延件数) 12,431件
	学習支援事業	(利用延件数) 13件
	情報交換事業	(開催回数) 581回
	子どもの生活・学習支援事業	(利用延人数) 258,703人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 226か所 定員: 4,672世帯 現員: 3,735世帯 (児童 6,333人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 862箇所 トワイライトステイ実施 : 439箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:令和元年度末現在、母子生活支援施設:平成30年度末現在、子育て短期支援事業:平成30年度実績ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成30年度実績

令和3年度 婦人保護事業関係予算概算案の概要

令和2年度予算額
206億円の内数

令和3年度予算案
236億円の内数



1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

17百万円

○婦人相談所活動費

・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。

○外国人婦女緊急一時保護経費

・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。

○婦人相談所における広域措置の実施

・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。

○相談・一時保護同伴児童経費

・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援（婦人保護事業費負担金 婦人保護事業費補助金）

23億円

○婦人相談所における一時保護の実施

- ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。
- ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員※を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助
- ・一時保護委託先の同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員※による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
※学習指導員、生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者、についても一時保護委託の対象とする。

・民間支援団体への一時保護委託の積極的な活用を進めるため、同伴児童に対する教育のための環境整備や人身取引被害者への支援等に係る一時保護委託費の拡充を図る。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

- ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。
- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
- ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助する。
- ・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

○心理療法担当職員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化、DV対策等の機能強化等（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

213億円の内数

○婦人相談員活動強化事業

- ・婦人相談員の手当や、調査・指導のための旅費等を補助する。※一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。
- ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を補助する。

○婦人保護啓発活動事業

- ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業

- ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。

○休日夜間電話相談事業【拡充】

- ・婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力を配置し、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

- ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

- ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。（年3回）
- ・婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じる得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が十分理解の上、対応するための研修費を補助する。

○専門通訳者養成研修事業

- ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

○婦人相談所SNS等相談支援事業

- ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費を補助する。

○地域生活移行支援事業（ステップハウス）

- ・婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

○DV対応・児童虐待対応連携強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

○若年被害女性等支援事業【拡充】

- ・モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

○DV被害者等自立生活援助事業

- ・一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援を実施し、自立支援を促進する。

○困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

- ・婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するため
のネットワーク(協議会)の構築・運営に要する費用を補助する。

休日・夜間電話相談事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- DV被害、性暴力被害などの困難な問題を抱える女性からの相談については、相談者の状況によっては、深夜や休日等に対応が必要となる場合や、新型コロナウイルス感染症等の影響により、より大きな負担が心身に生じている状況も踏まえ、婦人相談所の体制について、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制の強化を図る。

【事業内容】 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力員を時間外に配置する。
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力員を配置する。

【補助率】 国1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市1 / 2

【補助基準額案】

①平日夜間

a) 18:00～20:00 月額 37,350円
b) 18:00～22:00 月額 74,700円
c) 18:00～ 9:00 月額 598,430円 《新設》

②土日祝日

a) 9:00～18:00 月額 139,300円 《拡充》
b) 18:00～20:00 月額 17,350円
c) 18:00～22:00 月額 34,700円
d) 18:00～ 9:00 月額 278,590円 《新設》

婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人相談所一時保護所等の入所者による携帯電話等通信機器の利用に際して、通信機器の性能や取扱いによって生じ得る危険性等について、婦人相談員や一時保護所等の職員が十分理解の上、対応するための研修費用を補助する。

【事業内容】 DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国1／2、都道府県・婦人相談員を設置する市1／2

【補助基準額案】

- ・ 研修を年1回開催する場合 年額 87,070円 (R2: 67,780円) <拡充>
- ・ 研修を年2回開催する場合 年額 174,140円 (R2:135,560円) <拡充>
- ・ 研修を年3回開催する場合 年額 261,210円 (R2:203,340円) <拡充>

若年被害女性等支援事業【拡充】

令和2年度予算183億円の内数 → 令和3年度予算案213億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ◆ モデル事業として実施してきた当該事業について、相談支援体制及び医療機関との連携体制等の強化を図り、本格実施に移行し、事業の推進を図る。

＜主な拡充内容等＞

- 性被害等の未然防止を図る観点から、アウトリーチや相談支援に対応する職員を増員するとともに、ICTを活用したアウトリーチに要する経費を計上し、取組を強化
- 性被害によるトラウマのケアや感染症検査等について医療機関との連携による若年女性への支援の実施
- より安全・安心な居場所の提供に向けて、感染防止対策を図った上で、夜間における相談、見守り支援を行う支援員を配置
- SNS等による相談支援において、被害女性居住市町村との広域的な連携を充実させるため、調整旅費を拡充
- 本格実施に伴い、補助率を国10/10 → 国1/2、都道府県・市・特別区1/2に変更

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 ＜補助率＞ 国1/2、実施主体1/2 ＜1か所当たりの補助基準額案＞ 26,743千円（①～④全て実施）



困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【新規】

令和3年度予算案213億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめにおいては、地方公共団体の役割分担の考え方として、都道府県と市町村のそれぞれの役割や強みを活かし、地域コミュニティの状況や支援ニーズ、民間団体などの社会資源の状況に係る地域の多様性も考慮して、施策を推進していくことの必要性が述べられている。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な問題を抱える女性に、より大きな負担が心身ともに生じている状況も踏まえ、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等、都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助率】 国：定額（10／10相当）

【補助基準額案】 1自治体当たり 8,519千円

【モデル実践例】



困難な問題を
抱える女性
同伴児童



民間団体等

相談

1. 事態の危険
度や緊急度の
判断

2. 緊急でなく
とも検討を要
する場合の個
別ケース検討
会議の開催の
判断

3. 会議の招集
メンバー（機
関）の決定

調整機関

市区（福祉事務所
等）の婦人保護担
当課

①相談の受理

②受理会議 （緊急受理会議）

- ・ 婦人相談所
- ・ 配暴センター
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所
- ・ 市町村保健
センター等

判定

連絡・相談

③個別ケー
ス検討会議
の招集・日
程調整

困難な問題を抱える女性支援ネットワーク（地域協議会）

＜④協議会の開催＞

1. 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を図る。

2. 実務者会議

実際に活動する実務者が参集し、全てのケースの定期的な状況のフォロー、支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握等を協議する。

3. 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接関わりを有している関係機関等の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該支援対象者に対する具体的な支援内容等を検討するために適時開催する。

⑤ 支援の実施

個別ケース検討会議にて話し合われた支援の方向性、各関係機関の役割分担に基づき、被害女性や同伴する家族に対して適切な支援を行う。

緊急を要する場合、婦人相談所が
中心となって被害女性や同伴する
家族の安全を確保

婦人保護施設措置費

	(令和2年度予算)	(令和3年度予算案)
	23億円 →	23億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円 →	9億円
(婦人保護事業費補助金)	14億円 →	13億円

<拡充の内容>

【一時保護委託費の拡充】(婦人保護事業費負担金)

◆ 同伴児童学習支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、DV被害者等に同伴する子どもの教育のための環境整備を図るため、学習指導員の配置や、教材の購入等を行った場合に加算する。

◆ 心理的ケア対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、カウンセリング等による心理的ケアを行うため、心理療法を担当する職員を配置した場合に加算する。

◆ 個別対応加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、障害等を複合的に抱え、特に個別の対応が必要な入所者に対して支援を行うため、個別対応職員を配置した場合に加算する。

◆ 人身取引被害者等支援加算【拡充】

一時保護委託の民間支援団体において、外国人被害者へのきめ細かな支援の充実を図るため、通訳者を雇上げた場合に加算する。

(事業の目的・内容)

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女子の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女子の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担（補助）する。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性を抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、D V防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。

雇児発 0 3 3 0 第 9 号
平成 2 4 年 3 年 3 0 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護施設長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を別添のとおり定めたので通知する。

なお、本通知により「婦人保護施設長期収容施設の運営について」は廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称 かいた婦人の村

所在地

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

- （1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- （2）身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見をも十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支 援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

別 紙

委 託 契 約 書 (例)

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテスダ奉仕女母の家（以下「乙」という。）とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村（所在地 XXXXXXXXXX）」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

(委 託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

(1)生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。

(2)入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

(経 費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(報 告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調 査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精 算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印

令和2年度DV防止等関連事業 都道府県別実施状況

DV対策機能強化事業																						DV被害者等自立生活援助事業		若年被害女性等モデル事業		婦人相談所・婦人相談所一時保護所																		
都道府県名	婦人保護啓発活動事業	婦人保護施設利用者自立生活援助事業	休日・夜間電話相談事業	暴力被害女性保護支援ネットワーク事業	婦人相談所等職員専門研修事業	専門通訳者養成研修事業	法的対応機能強化事業	一時保護所利用者個別対応強化事業	婦人相談所SNS等相談支援事業	婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業	DV対応・虐待対応連携強化事業	同伴児童虐待支援事業（人件費）	同伴児童虐待支援事業（人件費）	DV被害者等自立生活援助事業	若年被害女性等モデル事業	夜間警備体制強化加算	心理療育担当職員雇上加算	同居児童虐待対応迅速見舞い加算	同居児童虐待支援事業（教材費）	同居児童虐待支援事業（旅費）	外国人母子緊急一時保護経費	広域措置費																						
1 北海道				○	○		○										○	○	○	○		○	○																					
2 青森県	○		○	○	○													○	○	○		○	○																					
3 岩手県	○		○	○	○		○											○	○	○																								
4 宮城県	○			○	○		○										○	○	○			○	○																					
5 秋田県	○		○	○	○			○									○	○	○	○		○	○																					
6 山形県	○		○	○	○						○	○	○					○	○	○	○	○	○																					
7 福島県	○		○		○		○					○					○					○	○																					
8 茨城県	○		○	○	○		○										○	○	○			○	○																					
9 栃木県	○		○		○		○										○	○	○	○		○	○																					
10 群馬県	○				○		○										○	○				○	○																					
11 埼玉県	○		○	○	○		○		○		○	○		○			○	○	○	○		○	○																					
12 千葉県		○	○	○			○	○		○							○	○	○ (2名)	○ (2名)		○																						
13 東京都	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○		○	○	○	○		○	○																					
14 神奈川県		○		○	○				○		○				○		○	○		○		○	○																					
15 新潟県	○		○	○	○		○																																					
16 富山県	○		○	○	○		○				○						○	○				○	○																					
17 石川県	○		○	○	○		○										○						○																					
18 福井県	○		○		○																																							
19 山梨県	○		○		○																○																							
20 長野県			○				○														○	○																						
21 岐阜県	○	○	○	○	○		○										○	○				○	○																					
22 静岡県			○	○	○		○					○					○		○	○																								
23 愛知県	○		○	○	○												○	○				○	○																					
24 三重県	○			○	○		○			○							○	○	○			○	○																					
25 滋賀県	○		○	○	○		○										○	○	○			○	○																					
26 京都府	○		○	○	○		○	○			○	○																																
27 大阪府	○	○		○	○		○	○									○	○	○	○		○	○																					
28 兵庫県	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○			○	○	○			○																						
29 奈良県	○		○	○													○	○				○																						
30 和歌山県	○		○	○	○												○	○																										
31 鳥取県	○			○	○	○	○							○				○	○			○	○																					
32 島根県	○			○	○	○	○										○	○		○		○	○																					
33 岡山県	○			○	○	○												○				○	○																					
34 広島県	○		○	○	○																	○	○																					
35 山口県	○	○	○				○			○							○	○				○	○																					
36 徳島県	○	○	○	○	○		○										○	○	○			○	○																					
37 香川県	○		○		○		○										○	○	○			○	○																					
38 愛媛県			○	○	○		○										○					○	○																					
39 高知県	○		○	○			○							○			○	○		○		○	○																					
40 福岡県	○		○	○	○		○	○								○	○					○	○																					
41 佐賀県	○																																											
42 長崎県	○	○		○			○			○							○	○				○	○																					
43 熊本県	○		○	○	○		○	○									○	○	○			○	○																					
44 大分県	○		○	○			○										○	○	○			○	○																					
45 宮崎県	○		○	○	○		○														○	○																						
46 鹿児島県	○				○												○	○				○																						
47 沖縄県	○		○	○	○		○				○						○	○	○ (2名)	○			○																					
合 計																							41	9	35	37	41	4	35	7	1	5	9	7	1	4	3	31	31	23 (26名)	13	1	36	36

婦人保護施設												婦人保護施設																				
夜間警備体制強化加算	精神科医雇上加算	心理療育担当職員雇上加算	同居児童虐待対応迅速見舞い加算	個別対応職員加算	賃借費加算（地域生活移行支援事業）	就職活動支援費	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	夜間警備体制強化加算	精神科医雇上加算	心理療育担当職員雇上加算	同居児童虐待対応迅速見舞い加算	個別対応職員加算	賃借費加算（地域生活移行支援事業）	就職活動支援費	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	夜間警備体制強化加算	精神科医雇上加算	心理療育担当職員雇上加算	同居児童虐待対応迅速見舞い加算	個別対応職員加算	賃借費加算（地域生活移行支援事業）	就職活動支援費	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	同伴児童虐待支援事業	
1 北海道																																
2 岩手県	○																															
3 宮城県	○	○																														
4 秋田県																																
5 山形県																																
6 福島県																																
7 茨城県	○																															
8 栃木県	○			○	○																									○	○	
9 群馬県	○				○																											
10 埼玉県	○																															
11 千葉県①																																
12 千葉県②				○																												
13 東京都①	○	○	○	○	○	○																										
14 東京都②	○	○	○	○	○																											
15 東京都③	○	○	○	○ (3名)	○																											
16 東京都④	○	○	○	○	○	○	○																									
17 東京都⑤	○				○	○	○																									
18 神奈川県	○	○	○																													
19 新潟県																																
20 石川県																																
21 福井県																																
22 山梨県																																
23 長野県																																
24 岐阜県	○																															
25 静岡県	○																															
26 愛知県①	○																															
27 愛知県②	○																															
28 三重県																																
29 滋賀県	○																															
30 京都府																																
31 大阪府①	○			○	○	○																										
32 大阪府②	○			○		○																										
33 兵庫県①																																
34 兵庫県②																																
35 和歌山県																																
36 広島県	○																															
37 山口県																																
38 徳島県																																
39 香川県																																

(注) 下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。

